

# 北九州市民スポーツ賞表彰要綱

## (趣旨)

第1条 本市のスポーツの振興と競技力の向上を図り、併せて市民意識の高揚に資するため、国際的全国的なスポーツ競技大会において優秀な成績をあげた個人並びに団体で、市民の範となる者を表彰し、その榮譽を称えるものとする。

## (表彰の種類並びに基準)

第2条 表彰は、次の各号に定める種類とする。

(1) 「北九州市民スポーツ奨励賞」

- イ 全国中学校体育大会等で優秀な成績をあげた個人及び団体
- ロ 国際的、全国的なスポーツ競技大会で優秀な成績をあげた個人及び団体
- ハ その他、特に顕著な成績をあげた個人及び団体

(2) 「北九州市民スポーツ賞」

- イ 国際スポーツ競技大会で入賞又は全国スポーツ競技大会で優勝した個人及び団体  
ただし、中学生の大会は対象としない
- ロ 世界記録、日本記録を樹立した個人及び団体
- ハ 上記以外で、特に本市のスポーツ振興に大きく貢献した個人及び団体

(3) 「北九州市民スポーツ大賞」

市長が特別な功績があると認めたもの

## (受賞候補者の資格)

第3条 前条の第1号、第2号の表彰は、次の各号に該当する個人及び団体に対して行う。

- (1) 個人にあっては本市に居住するもの又は本市に活動の基盤のあるもの、団体にあっては本市を当該活動の基盤としているもの。ただし、個人において国際的または全国的に活躍しているものに関してはこの限りではない。
- (2) 1月1日から12月31日までの1年間に優秀な成績をあげたもの。

## (欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、表彰の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有するもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、表彰することが不適當であると認められるもの。

## (表彰の時期及び方法)

第5条 表彰は毎年2月に行う。

表彰は市長名をもって、表彰状及び記念品を授与する。

(受賞候補者の推薦)

第6条 第3条の資格要件に該当するものがあつたときは、次の各号に定める者が所定の事項を記載した北九州市民スポーツ賞等候補者推薦書を、別に指定する日までに市民文化スポーツ局長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ団体及び学校体育団体に所属するものは、その所属する代表者。
- (2) 前号の団体に所属しないものは、勤務(在学)する所属長(学校長)又は所属する団体の代表者。

(受賞候補者の選考)

第7条 受賞者の選考は、スポーツ推進審議会(以下審議会という)において行うこととする。

(受賞者の決定)

第8条 受賞者の決定は、審議会の選考に基づき、市長が行う。

(表彰の取り消し)

第9条 受賞者が禁錮以上の刑に処せられたとき、又は受賞者としてふさわしくない非行があつたときは、スポーツ推進審議会において審議の上、表彰を取り消すことができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年6月1日から施行し、平成5年9月1日より適用する。
- 2 「北九州市民体育賞表彰要綱」は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に「北九州市民体育賞表彰要綱」に規定する北九州市民体育賞を受賞したものは、第2条に規定する北九州市民スポーツ賞を過去に受賞したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行する。